

那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表【資料1-2】

改 正 案	現 行
<p>(抑制区域)</p> <p>第4条 条例第7条第2項の規定により、次に掲げる区域を抑制区域とする。<u>ただし、営農型太陽光発電設備に係る設置事業の場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(14) (略)</p>	<p>(抑制区域)</p> <p>第4条 条例第7条第2項の規定により、次に掲げる区域を抑制区域とする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>